

## 鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時：令和2年11月11日（水）

議 題：香川県三豊市の家きんにおける鳥インフルエンザ  
の疑似患畜の発生について

令和2年11月5日

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

令和2年11月11日  
農 林 水 産 省

関係府省庁連絡会議（局長級）  
資料

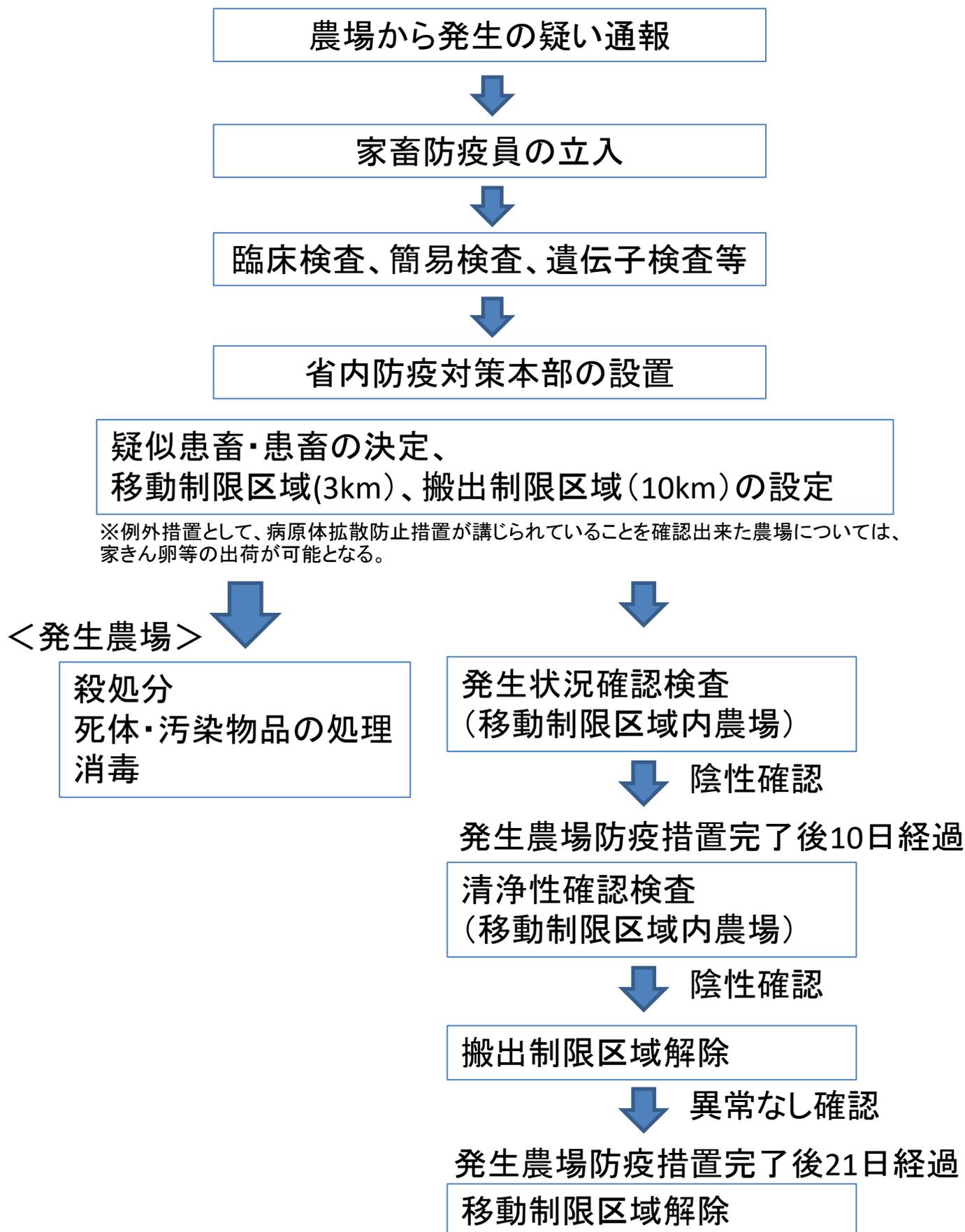
1	国内3例目の対応方針	・・・	1
2	鳥インフルエンザ防疫措置の流れ	・・・	2
3	国内3例目（香川県三豊市）発生概要	・・・	3
4	正確な情報の周知の実施状況	・・・	4

## 今後の対応方針（大臣指示）

11月11日の香川県三豊市における高病原性鳥インフルエンザの発生は香川県における3例目の発生であり、続発している状況である。改めて、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

- 1 ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 5 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省課長級職員等の香川県への派遣を継続し、香川県と緊密な連携を図る。
- 6 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 7 「疫学調査チーム」を派遣。
- 8 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。
- 9 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

# 鳥インフルエンザの発生から防疫措置終了までの流れ



## 香川県三豊市における鳥インフルエンザ発生事例

- 1 昨日 10 日（火）、香川県三豊市の養鶏場の家きんで、死亡数の増加がみられ、当該養鶏場から家畜保健衛生所に通報。
- 2 家畜保健衛生所による簡易検査の結果、昨日 16 時 00 分、A 型鳥インフルエンザ陽性と判明。
- 3 その後、同家畜保健衛生所において、PCR 検査を実施した結果、本日 11 日（水）4 時 00 分、高病原性鳥インフルエンザの疑似患者と確定。
- 4 なお、当該養鶏場は、国内 1 例目の発生に伴う発生状況確認検査を受けていたところである。

11 月 6 日 臨床観察（異常なし）

11 月 6 日～7 日 抗体検査（陰性）

11 月 6 日～8 日 遺伝子検査（陰性）

11 月 6 日～ ウイルス分離実施中

11 月 8 日、9 日 当該農場から種鶏卵を 3-10km 圏内の孵卵場に出荷（※）

※ 防疫指針第 9 の 5 に基づき、①臨床検査、②遺伝子検査、③抗体検査により、全て陰性を確認した上で、国内 1 例目の移動制限区域内に位置する当該農場から種鶏卵の出荷について、県から国に協議（制限の対象外にできる）。

出荷した種鶏卵については、現在、移動自粛をかけているところ、今般の事案に鑑み、当該規定（制限の対象外）のあり方については家きん疾病小委員会で検証を行う。

### 【農場概要（国内 3 例目疑い）】

農場所在：香川県三豊市

飼養状況：約 1.1 万羽（肉用鶏）

関連農場：確認中

半径 3km 圏内の農場 : 31 戸 約 141 万羽

半径 3-10km 圏内の農場 : 75 戸 約 292 万羽

周辺の畜産関連施設 :

3km 圏内 GP センター 2 施設

3-10km 圏内 GP センター 3 施設、食鳥処理場 1 施設、孵卵場 1 施設

（参考）

香川県における鶏の飼養戸数：84 戸

飼養羽数：約 467 万羽（H31.2 畜産統計）

令和2年11月11日  
消費・安全局

## 鳥インフルエンザに係る正確な情報の周知の実施状況

- 1 通知「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及について」を発出（11月5日）。
- 2 メールマガジン「食品安全エクスプレス」により、関連情報について発信。
- 3 省のSNSにて鳥インフルエンザ関連情報を発信。
- 4 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（局長級）において、消費者庁・食品安全委員会・厚生労働省・環境省に対し、関係省庁が連携した**正確な情報の発信に係る引き続きの協力を要請**（11月11日）。
- 5 今般の鳥インフルエンザの発生に伴い、令和2年11月5日より地方農政局等による食品表示法、牛トレサ法及び米トレサ法に基づく一般巡回調査時において、**不適切な表示の有無等について調査を実施**。  
これまでに**258店舗**（小売**207**店舗、**外食等事業者51**店舗）を調査し、鳥インフルエンザに関して**不適切な表示を1**件確認し、指導の結果**撤去済み**。

令和2年11月11日

家きんにおける こうびょうげんせい 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認  
に係る環境省の対応について

環 境 省

香川県三豊市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定し、香川県及び徳島県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 中国四国地方環境事務所に、香川県等と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 香川県等と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的とした緊急調査を実施する予定。

※参考：香川県三豊市、東かがわ市における家きんでの発生を受けての対応

確認日	場所	緊急調査	野鳥監視重点区域の設定日
11月5日	香川県三豊市	11月6日～8日	11月5日
11月8日	香川県東かがわ市	11月9日～11日	11月8日

### <野鳥等における取組>

- 冬鳥の渡来に合わせ、10月～翌年4月にかけて全国の渡来地で野鳥の糞便を採集するとともに、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況に関する調査を実施（野鳥サーベイランス）。
- 今シーズンは現時点で、野鳥糞便において北海道で1例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が確認されている。

場所	検体	検出日
北海道紋別市	野鳥糞便※	10月30日

※北海道大学が研究目的で独自に行っている調査で採取されたもの

- 国内の複数箇所が発生が確認されているため、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」として、野鳥の監視を強化中。
- 野鳥糞便及び家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。北海道及び香川県が野鳥監視重点区域内における緊急調査等を実施しているが、これまでのところ、野鳥での異常は確認されていない。